

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 67 未公開企業が発行するストック・オプションの会計処理に

ついて

1. スtock・オプションの会計処理の概要

企業が従業員等に対してストック・オプションを付与し、これに応じて従業員等からサービスの提供を受けた場合には、そのサービスの取得に応じて費用を計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上します（ストック・オプション等に関する会計基準（以下「基準」という。）第4項）。

このとき、各会計期間において計上する費用の額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づいて、当期に発生したと認められる額となります。

ストック・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じることによって算定します（基準5項）。そして、公正な評価単価とは、一義的には、市場において形成されている取引価格とされています（基準48項）。

2. 未公開企業における取扱い

(1) 本源的価値

未公開企業の場合には、株式の市場価格が存在せずストック・オプションの公正な評価額を信頼性をもって見積ることが困難な場合が多いため、公正な評価額に代え、「単位当たりの本源的価値」の見積りに基づく会計処理を行うことができるとされています（基準13項）。

「単位当たりの本源的価値」は、自社の株式の評価額から行使価格を控除してゼロを下限として算定します。

ここで、ストック・オプションは、一般に従業員等のインセンティブ向上を目的として付

与されるため、付与時点の自社の株式の評価額よりも行使価格が高く設定されることが通常です。この場合、自社の株式の評価額よりも行使価格の方が上回り、本源的価値は、ゼロ評価されることとなります。

(2) 各会計期間において計上する費用の額

未公開企業ではストック・オプションの付与時点における本源的価値が、通常、ゼロとなる事が多いと考えられるため費用計上額はゼロとなります。

(3) 注記による開示の要求

未公開企業におけるストック・オプションの注記は通常の注記に加え、以下を注記するとされています(基準16項(5))。

- ・当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額
- ・各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

さらに未公開企業では、公正な評価単価の見積方法に代え、本源的価値の見積方法を注記することになりますが、本源的価値は算定時点における自社の株式の評価額から行使価格を控除したものであるため、実際には、自社の株式価値の評価方法を注記することとされています(ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(以下、「適用指針」という。)第31項、73項)。

ここで、本源的価値の算定基礎となる株式の評価額の算定方法については基準上明確にされていないため、純資産法、DCF法、配当還元法、類似業種比準法等の中から、それぞれの評価時点において企業価値を最も適切に表す方法を選択することとなります(適用指針第61項)。

(2014/9/8号より)